入　札　説　明　書

1　入札に付する事項

⑴　件名　　非常用飲料水袋購入

⑵　数量及び仕様等　　１，０００枚
　　その他別紙仕様書のとおり

⑶　納入期限　　令和９年３月１９日

⑷　納入場所　　鳥取市国安２１０番地３
　　鳥取市水道局給水維持課（国安庁舎倉庫）

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

⑴　製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和７年鳥取市水道局告示第２６号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「その他の物品」の「その他」に登録されている者であること。

⑵　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市水道局入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月３０日制定）第３条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑷　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3　入札説明書、仕様書等に対する質問等

⑴　入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和８年１２月２日の午後３時までに質問書（別紙２）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月３日の午後３時までに鳥取市水道局公式ウェブサイト（https://www.water.tottori.tottori.jp）に掲載する。

⑵　質問書の送信先

末尾記載の発注課

4　入札参加資格確認申請

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙１）をファクシミリにより送信又は持参し、必ず着信確認の電話連絡を行うこと。当該申請書の送信又は持参がない者及び２の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

入札参加資格の確認を申請した者には入札参加資格確認通知書をファクシミリにより送信する。

⑴　提出期間
　公告の日から令和８年１２月３日の午後５時まで
⑵　送信又は持参先
　末尾記載の契約事務担当課

５　入札方法等
⑴　入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
⑵　郵送方法は、一般書留、簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便とする。
　なお、配達日指定郵便は郵便局窓口での手続きが必要となるため、手続き可能な期間については、差出郵便局に確認すること。
⑶　宛先は、〒６８０－１１３２　鳥取市国安２１０番地３　鳥取市水道局資産管理課契約係行とすること。
⑷　入札書提出日（配達指定日）は、令和８年１２月１４日とし、指定された日以外の日に到着した郵便はいかなる理由があっても開札しない。
⑸　入札書は別紙３を使用し、入札金額には総額（搬入、設置等に要する一切の費用を含む。）を記入する。また、くじ番号には３桁の任意の数字を記入すること。
⑹　入札書は、封筒（長型３号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙４のとおり。
　また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
⑺　代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙５を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。
　なお、本社の代表者又は営業所等の代理人（本市の入札に関する権限を委任する旨の委任状が提出されている者に限る。）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
⑻　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
⑼　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
⑽　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
⑾　入札回数は３回とする。
⑿　再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
⒀　入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
⒁　入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が配達指定日に到達しなかった場合についても、同様とする。

6　入札（開札）の場所及び日時等

⑴　場所　鳥取市国安２１０番地３　鳥取市水道局３階会議室

⑵　日時　令和８年１２月１５日　午後２時

⑶　立会　入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。なお、立ち会う入札者が２者に満たないときは、当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

7　無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　鳥取市水道局会計規程（昭和４９年鳥取市水道事業管理規程第８号）第１３７条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）（以下単に「鳥取市契約規則」という。）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

⑶　同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札

⑷　入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

⑸　記名押印のない入札

⑹　委任状を提出しない代理人のした入札

⑺　同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

⑻　指定された方法以外の方法で提出された入札

⑼　指定された日に指定された場所に到達しない入札

8　入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、６の入札（開札）の開始までに末尾記載の契約事務担当課に必ず電話連絡のうえ、入札辞退届を提出しなければならない。

9　落札者の決定

⑴　鳥取市契約規則第１１条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札者となるべき者が２名以上の場合は、別紙「郵便入札におけるくじの方法」により落札者を決定する。

10　再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する場所及び日時において、再度の入札に付するものとする。

11　入札結果の通知等

入札結果は、速やかに落札者に電話で通知するとともに鳥取市水道局公式ウェブサイトに掲示する。

12　その他

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問合せ先　契約事務担当課
〒６８０－１１３２　鳥取市国安２１０番地３
鳥取市水道局資産管理課契約係
電話：０８５７－３３－０２０９
ファクシミリ：０８５７－５３－７８０１

発注課
〒６８０－１１３２　鳥取市国安２１０番地３
鳥取市水道局給水維持課給水管理係
電話：０８５７－５３－７９３２
ファクシミリ：０８５７－５３－７８０１

別紙

郵便入札におけるくじの方法

１ 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の数字「０００～９９９」を記入する。(「０」の桁も記入が必要)

なお、記入のない場合や１文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（１１桁）の下３桁の数字を記載したものとみなす。

書留お問い合わせ番号は、郵便追跡用に使用する１１桁で表示された番号
「*（３桁）－ **（２桁）－ *****（５桁）－ *（１桁）」**

２ くじの手順

(1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（１１桁）の下４桁の小さいものから順に「抽選番号」（０、１、２、３、…）を付与する。ただし、下４桁が同一の数字の場合は、下５桁目以降の数字により順次参照

(2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、「余り」を算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による「余り」と一致した上記(1)の「抽選番号」の入札参加者を落札(候補)者とする。

(4) 第１順位の「抽選番号」に１を足した数値に相当する「抽選番号」の入札参加者を第２順位とする。ただし、第１順位の「抽選番号」に１を加えた数値に相当する「抽選番号」が存在しない場合には、「抽選番号」が「０」の入札参加者を第２順位とする。

(5) 第３順位以下は(4)の規定に準じて順位を決定する。

（例）入札参加者４者が同額入札の場合

(1) 書留お問い合わせ番号（１１桁）の下４桁の小さいものから順に「抽選番号」（０、１、２、…）を付与する。

（※下４桁が同一の数字になった場合は、下５桁目以降高い桁の数字を順次参照する。）

業者名	書留お問い合わせ番号	くじ番号	抽選番号の付与
A社	123-45-12**345-1**	005	2
B社	678-90-85**345-1**	895	3
C社	567-89-08**234-5**	222	1
D社	345-67-89**012-3**	507	0

(2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。
005(A社)＋895(B社)＋222(C社)＋507(D社) ＝ 1,629
1,629 ÷ 4者 … 余り1

(3) 順位の決定

順位	業者名	抽選番号	
1	C社	1	余り「1」と一致する抽選番号
2	A社	2	第1順位「1」＋1＝「2」と一致
3	B社	3	第2順位「2」＋1＝「3」と一致
4	D社	0	「3」+1＝「4」の抽選番号がない

仕様書

１　品名及び数量

非常用飲料水袋　1,000 枚

２　材質等

(1) 材質　ポリエチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製

（厚生労働省令食品衛生法の食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)に適合していること。）

(2) 容量　６Ｌ

(3) 機能

ア　附属のひも等で背負うことが可能であること。

イ　水を注入した際、本体が自立する形状であること。

ウ　密閉性、耐圧性に優れ、取扱いが容易であること。

エ　ホース等により容易に水を注入することが可能であること。

オ　繰り返し使用可能であること。

カ　保存年数が 10 年以上であること。

(4) 名入れ　以下のとおりとする。



ア　印字は、容器内の水へ溶出又は浸出しない構造とする。

イ　レイアウト等については、協議の上決定する。

(5) 梱包

ア　梱包する箱には、製造年又は有効期間を明記すること。

イ　箱の寸法は、縦 50cm、横 40cm、高さ 35cm 程度とする。

３　納入期限、場所及び方法

(1) 納入期限　　令和９年３月１９日（金）

(2) 納入場所　　鳥取県鳥取市国安 210 番地３

鳥取市水道局給水維持課（国安庁舎倉庫）

(3) 納入方法　　担当者の指示に従い、納入場所へ納品し検品を受けること。

契　約　書

鳥取市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、物品の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約物品）

第１条　甲が乙から購入する物品は、次のとおりとする。

物　品　名	規　格　等	数　量	金　　額
非常用飲料水袋	別紙仕様書のとおり	１，０００枚	金　　円

（上記金額には取引にかかる消費税及び地方消費税は含まない。）

（契約金額）

第２条　契約金額は、金　　円

（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）とする。

（契約保証金）

第３条　契約保証金は、免除とする。

（納入期限及び場所）

第４条　物品の納入期限及び場所は、次のとおりとする。

（１）期限　令和９年３月１９日

（２）場所　鳥取市国安２１０番地３　鳥取市水道局給水維持課（国安庁舎倉庫）

（品質検査）

第５条　乙は物品を納入したときは、甲の指定した職員の検査を受けるものとする。

（契約金額の支払）

第６条　乙は、甲の検査に合格した後に適法の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から、特別の理由のない限り、３０日以内に契約金額を甲の指定金融機関において、乙に支払うものとする。

３　甲は、正当な理由がなく、前項の支払期日を遅延したときは、契約金額に対し、支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ、この契約の締結日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」）を乗じて計算した金額に相当する額を乙に支払うものとする。

（納入遅延の場合）

第７条　甲は、乙が正当な理由がなく第４条の納入期限までに物品を納入しない場合は、契約金額に対し、納入期限の翌日から納入完了の日までの日数に応じ、この契約の締結の日において適用される遅延利息の率を乗じて計算した額を徴収することがある。

（契約不適合）

第８条　乙は、納入された契約物品が契約の内容に適合しないものである場合、当該物品の納入後１年間は、自己の負担において修補又は代替品を納入しなければならない。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

（１）この契約の条項に違反したとき

（２）甲の承諾なくこの契約により得た権利若しくは義務を、他人に委任又は譲渡したとき

（個人情報の保護）

第１０条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他）

第１１条　この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義が生じたときは、鳥取市水道局が準用する鳥取市契約規則によるほか、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　鳥取県鳥取市国安２１０番地３
鳥取市
鳥取市水道事業管理者
鳥取市水道局長　山根　陽一

乙

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第３　乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第６　乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び持ち出しの禁止）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、第２項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

５　乙は、第２項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

６　乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

７　第１項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第１０　甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

３　乙は、甲から前２項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故発生時における報告）

第１１　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第１２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。